

平成30年 7月27日

【照会先】

(代表電話) 03(5253)1111

大臣官房会計課監査指導室

室長 村井 完也 (内線7210)

指導班長 元吉 清隆 (内線7277)

(直通電話) 03(3595)2094

大臣官房会計課経理室

室長 竹内 聡 (内線7186)

契約班長 高野 裕 (内線7194)

(直通電話) 03(3595)2085

労働基準局安全衛生部労働衛生課

電離放射線労働者健康対策室

室長 山本 要 (内線5518)

室長補佐 川越 俊治 (内線5523)

(直通電話) 03(3502)6755

社会・援護局援護企画課

課長 矢田 真司 (内線3405)

(直通電話) 03(3595)2235

社会・援護局援護・業務課

調査資料室長 岡田 裕之 (内線3418)

(直通電話) 03(3595)2465

報道関係者 各位

厚生労働省と株式会社SAY企画の契約について

日本年金機構と(株)SAY企画の契約において契約に即した履行がなされなかった案件があったこと等を踏まえ、厚生労働本省が(株)SAY企画と契約した平成25～29年度の案件について、契約に即した履行がなされているかなどの確認を行ってまいりました。

今般、(株)SAY企画が本年6月6日付けで解散公告を行い、2か月以内に債権を申し出ることとされていることから、下記のとおり、これまでの確認の中で明らかになった案件について、(株)SAY企画に対し、損害賠償請求を行うとともに、指名停止措置を講じました。

また、これまで確認を行う中で、当省職員の対応に問題があった事案もあったことが判明しました。今後とも、事実関係等の確認を進めるとともに、組織的な業務実施の徹底、契約の進捗管理の仕組みの構築等により、再発防止、経理事務の適正化等を図ってまいります。

記

1. 福島第一原発作業員の健康管理システムに係るデータ入力業務

(1) 概要

労働基準局安全衛生部においては、東京電力福島第一原子力発電所事故の際に緊急作業に従事した方※1の被ばく線量や健康診断結果等のデータを登録した健康管理システムを運用しているが、これらのデータに追加があった場合※2に、追加データを健康管理システムに入力する業務を、平成29年度から平成31年度までの3か年契約（契約額：約1億5,552万円）として、(株)SAY企画に発注していた。

※1 平成23年3月11日から12月16日までの間（緊急時被ばく線量の限度を100ミリシーベルトから250ミリシーベルトに引き上げていた期間）に、緊急作業に従事した約2万人の労働者。

※2 上記約2万人のうち、平成28年度に被ばく線量又は電離放射線健康診断結果について1回以上の追加があった方は約8千人。

当該契約に関して、(株)SAY企画において、本来は1回入力すべき被ばく線量のデータを誤って複数回入力した結果、702名の方について、正しい被ばく線量よりも高い数値が健康管理システムに登録される等の問題が生じた。緊急作業に従事した方は、健康管理システムに登録されたデータに基づいて、御自身の被ばく線量等の情報提供を受けることが可能だが、上記の問題の結果、702名のうち、情報提供を受けた240名の方に対して、正しい被ばく線量よりも高い数値が提供された。

（以上の事案については、平成29年12月26日に公表済み）

(株)SAY企画に対し、新規データの入力業務を中止した上で、誤ったデータの訂正と再発防止策の提出を求めたが、訂正については平成30年2月初旬に完了したものの、再発防止については再三の催促にもかかわらず十分な対策が提出されなかった。

また、請負業務に係る人的体制に関し、体制変更の事前報告を怠るという契約違反が複数回あったことが判明した。

(2) 対応

①損害賠償請求等

- ・ (株)SAY企画が請負業務を適正に履行することは困難な状況であると判断し、平成30年4月27日付けで(株)SAY企画に契約の解除を通知するとともに、(株)SAY企画に対し、契約の解除等に伴う損害賠償請求を行った。

②他の事業者への発注

- ・ 福島第一原発作業員の健康管理システムに係るデータ入力業務を再開するため、速やかに入札を行い、他の事業者に発注する。

2. 戦没者等援護関係資料の電子化業務

(1) 概要

社会・援護局においては、旧陸海軍の人事資料等を画像情報検索システムにデータとして登録し、業務上使用しているが、原本資料をスキャニングするとともに、検索する上で必要なインデックスを付する電子化業務を、(株)SAY企画に発注していた。

当該契約に関して、(株)SAY企画において、以下のとおり、平成29年度契約では、納入期限に大部分が納品されていない、平成28年度契約では、納入期限の時点では未履行であったにもかかわらず、平成28年度末に請求書を作成し、支払いを受けている等の問題が生じている。

また、当省職員の対応にも、以下のとおり、平成29年度と平成28年度の契約を速やかに発注せず、年度を越えての納品を認容する趣旨の発言をしていた、平成28年度契約では、納入期限の時点では未履行であったにもかかわらず、検査調書を作成するとともに、(株)SAY企画に請求書を作成させていた等の問題があった。

①平成 29 年度契約（契約額：約 4,439 万円）

〔(株)SAY 企画における問題〕

- ・ (株)SAY 企画から、平成 29 年度内にほぼ全てが納品されなかった（現在も納品されていない）。

〔当省職員の対応〕

- ・ 年度当初に速やかに発注せず、平成 30 年 2 月 8 日に契約を締結した。
- ・ 年度を越えての納品を認容する趣旨の発言をしていた。

②平成 28 年度契約（支払額：約 8,014 万円）

〔(株)SAY 企画における問題〕

- ・ (株)SAY 企画から、平成 28 年度内に納品されず、平成 29 年 11 月 30 日、平成 30 年 3 月 30 日及び同年 4 月 5 日に納品された。
- ・ (株)SAY 企画において、納入期限である平成 28 年度末時点において、未履行であったにもかかわらず、請求書を作成し、約 8,014 万円の支払いを受けている。

〔当省職員の対応〕

- ・ 年度当初に速やかに発注せず、平成 29 年 1 月 20 日に契約を締結した。
- ・ 年度を越えての納品を認容する趣旨の発言をしていた。
- ・ 仕様書と一部異なる名称の資料を発注した。
- ・ 納入期限である平成 28 年度末時点において、未履行であったにもかかわらず、検査調書を作成するとともに、(株)SAY 企画に請求書を作成させていた。

③平成 27 年度契約（支払額：約 9,171 万円）

〔(株)SAY 企画における問題〕

- ・ (株)SAY 企画において、平成 27 年度内に一部納品漏れがあり、平成 30 年 4 月 27 日に納品が完了した。

〔当省職員の対応〕

- ・ 仕様書と一部異なる名称の資料を発注した。

④平成 26 年度契約（支払額：約 8,495 万円）及び平成 25 年度契約（支払額：約 1 億 566 万円）

〔当省職員の対応〕

- ・ 仕様書と一部異なる名称の資料を発注した。

(2) 対応

①損害賠償請求

- ・ (株)SAY 企画に対し、契約の不履行等に伴う損害賠償請求を行った。

②他の事業者への発注

- ・ 平成 29 年度契約分が未履行であるため、平成 30 年度に実施できるよう、速やかに入札を行い、他の事業者が発注する。

③再発防止策の実施

- ・ 今後、同様の事態が起こることのないよう、以下の再発防止策を講じる（主なもの）。

〔組織的な業務の実施〕

- ・ 「援護情報管理室」※を廃止し、援護関係資料の電子化業務を援護・業務課 調査資料室の業務として位置づけ、2人の資料専門官が担当する形に改めた上で、調査資料室の室長、総括補佐、庶務係長が進捗管理をしながら、組織的に業務を実施する。

※ 社会・援護局において、通常の課室とは別に、局長伺い定め組織として、「援護情報管理室」を設け、電子化業務を同室の業務と位置づけてきたが、室長と担当者の場所が物理的に離れていることも相俟って、業務ラインとしての意識の希薄化を招いていたため、同室を廃止することとした。

〔契約の進捗管理の仕組みの構築〕

- ・ 契約が必要な予算について、会計課等から各部局に、定期的に契約の進捗状況を確認し、スケジュールが遅れている場合は、組織に対し注意喚起を行う仕組みを検討する。あわせて、納品時検品等のダブルチェックを徹底する。
- ・ 援護関係資料の電子化業務について、標準手順書を整備するとともに、早期に発注する。

④当省関係職員に対する厳正な対処

- ・ 引き続き関係職員の対応を含めた事実関係を確認した上で、関係職員の処分等厳正に対処する。

3. (株)SAY 企画の指名停止

- ・ (株)SAY 企画について、福島第一原発作業員の健康管理システムに係るデータ入力業務に関する契約違反があり、データ入力業務を再開できなかったこと、戦没者等援護関係資料の電子化業務に関する平成 29 年度契約の履行に当たり、履行期限である平成 30 年 3 月 30 日までに作業が完了せず、仕様書に規定された成果物のほぼ全てが納品されていない状況に至ったこと等を踏まえ、本日から、指名停止 9 か月とする。